

令和3年度意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業
公募要領

令和3年2月
環境省大臣官房企画評価・政策プロモーション室

※本公募は、令和3年度予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1. 事業の目的

我が国や国際社会においては、行動経済学のナッジ（英語nudge：そっと後押しする）をはじめとする行動科学の知見等に基づく手法が公共政策に活用されつつあります。

こうした情勢に鑑みて、平成30年に閣議決定された「未来投資戦略2018」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてナッジが挙げられ、令和2年に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において「ナッジの社会実装等を進める」こととされています。

このように、意識変革や行動変容に働きかける取組としてナッジを活用した効果的な情報発信が、政府全体方針に位置付けられています。一方、意識変革や行動変容を目的とする広報・普及啓発事業については、内容の質や効果に関する課題が指摘されています。環境への配慮は一般に、行動の結果が目に見える形ですぐに現れないがゆえに実施を先延ばしにされがちであり、ナッジ等の行動インサイトを活用してバイアスを取り除き、意識変革や行動変容を促すことが重要です。

このため、環境省では、ナッジ等の行動インサイトを活用して広報・普及啓発の方策を企画立案し、徹底した効果検証を通じて効果の認められた方策を展開することで、意識変革や行動変容につながる広報・普及啓発を推進することとし、今年度の実施団体を以下のとおり公募します。応募にあたっては本要領を熟読していただくようお願いいたします。

2. 公募対象事業

(1) 事業の内容

本事業は、以下の全ての条件を満たす事業を実施する事業実施者の公募を行います。

- ① 広報・普及啓発におけるナッジ活用方策の立案及び検証を行うこと。具体的には、以下の（ア）～（オ）の全てによること。

（ア）熱中症対策、気候変動及び防災、生物多様性保全等を含むあらゆる環境政策の中から4つの政策課題（エネルギー起源CO2排出削減を主とするものは

- 除く。)を選定し、対象とする政策課題に関わる人々の行動を分析して問題となる行動が起こる要因や望ましい行動の選択を阻害する要因、改善すべき成果目標等を明らかにすることを通じて、意識変革や行動変容を後押しするためのナッジ等の行動インサイトの活用方策を政策課題毎に立案すること。
- (イ) (ア)で立案したそれぞれの案について、ランダム化比較試験をはじめとする、得られるエビデンスの質の高い頑健な実証実験の手法により意識変革・行動変容に係る効果の検証を国内の実地において行うこと。
- (ウ) ナッジ等の行動インサイトを活用した行動変容モデルについて、介入効果の中長期的な持続性に関する実証や属性情報等に基づく介入効果の異質性に関する検証等を行うこと。
- (エ) 選定した4つの分野のうち、少なくとも3つを令和3年度において実証実験を行うこと(内容等にもよるが、実証数が多い方が審査において評価が高くなることに留意すること。)。応募時点において、当該実証実験を行おうとする実地で必要な者との連携が取れており、当該実証を行うことについて関係者の合意がおおむね得られていること(令和4年度以降に実施する実証実験については、この限りではないが、合意が得られているまたはそれに近い状況にある方が望ましく、より具体的かつ詳細に計画を示せる方が、審査において評価が高くなることに留意すること。))。
- (オ) 想定される成果に基づいて環境省がどのように政策を実施すべきか提案すること。また、想定される成果を事業実施者自らがビジネスや製品・サービスにおいてどのように活用する計画であるか示すこと。
- ② ナッジ等の行動インサイトを活用した戦略的な広報・普及啓発の管理及び推進のため、①の成果を活用しながら以下の(ア)～(ウ)を実施すること。なお、これらはいずれも、事業の成果等を踏まえて随時、令和7年度までに改定及び改良を行うことを想定している。
- (ア) ナッジ等の行動インサイトを活用した広報・普及啓発を戦略的に実施するための大局的な全体方針を策定すること。
- (イ) 環境省に加え地方公共団体等による効果的な広報・普及啓発の実践を推進し、ナッジ等の行動インサイトの活用により実効性ある広報・普及啓発を戦略的に実施するために必要となる、行動分析・ナッジ活用・効果検証等の検討事項を整理したナッジ活用ガイドライン(仮称)を作成すること。
- (ウ) 実証実験の結果を入力することで意識変革及び行動変容の効果を自動で算定可能な支援ツールを作成すること(表計算ソフトMicrosoft社Excel(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降)を活用すること)。
- ③ 自らの責任において新型コロナウイルス感染症対策の徹底を行うこと。
- ④ 事業実施期間は原則として5年以内(令和7年度末まで)とすること。事業実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成等について、外部有識者を交えた内部検討会を実施して、事業の進捗管理や環境省への定期報告を毎年度2回程度実施すること。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者(実施者の内部検討会の外部有識者とは異なります)から構成

される審査委員会による評価（複数年度の事業を実施する事業者については、事業最終年度以外の年度においては中間評価及び事業最終年度においては終了審査）を行うこととし、中間評価においては次年度の事業計画と併せて事業継続実施の可否について審査を受けること。

なお、各年度における本事業の予算措置がなされることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではないことに留意すること。また、中間評価により、事業の継続によって期待される成果が認められない場合等においては、計画の見直しや事業の中止を指示することがあることについてあらかじめ承知すること。

（2）事業実施者

事業実施者は、日本国において登記された法人であることを要件とします。

3. 対象経費

本事業の実施に当たり必要となる費用のうち、環境省から経費を支出する具体的な対象経費の費目とその内容については、【7. 注意事項（2）事業対象経費】を参照して下さい。

4. 事業費及び採択件数

事業費は、1事業あたり概ね1,500万円から3,300万円程度まで（税込）とします。採択件数は1～2件の予定です。

5. 選考について

（1）選考方法

有識者により構成される審査委員会において書類審査を行った後、ヒアリングによる審査を行い、採択事業を決定します。

（2）選考基準

選考は、下記の基準①～⑦に基づいて行います。①～⑥は各10点満点とし、問題ない水準（採択しても良い水準）を6点とします。⑦については、別途評価を行い、合計点が同一の事業者が複数あった場合には、この評価が高い事業者を優先的に採択します。

- ① 事業内容の妥当性：本事業の目的、趣旨と合致しているか。行動変容を促す手段として適当なナッジ等の行動インサイトをを用いているか。
- ② 社会的意義：環境政策を推進する上で社会的・経済的・行政的な必要性が高いか。地域との連携を行う際には、各種ステークホルダーにとってのメリット・デメリットを考慮した上で、より多くの主体の間でwin-winとなるモデルである

か。得られる見込みの成果を環境省や地方公共団体が施策として活用可能か。他分野とのシナジー・コベネフィットが得られる取組であるか（他分野とのシナジー・コベネフィットは必須要件ではないことに留意）。

- ③ 実施体制：事業実施体制が妥当であるか。事業実施に当たり必要な体制が実施体制内（または協力事業者・フィールド提供者等として体制外）に用意されているか。実施体制外で事業実施に必要な者との連携がどの程度確定しているか。実施体制内において、組織としても、当該組織に所属し、実施体制内に含まれる個人としても、提案する評価検証の手法（ナッジの活用は問わない）を過去にフィールドでの実証実験で実施したことがあり、精通しているか。
- ④ 実施計画：実施計画が妥当であるか。行動科学の理論や知見に基づき作業仮説を設定し、その検証のために必要な事業内容を盛り込んだ実施計画を策定しているか。個人情報保護に配慮した実施計画となっているか。
- ⑤ 目標設定・達成可能性：事業の成果の目標の設定は妥当かつ十分であるか。また、設定の根拠が適切であり、目標の達成が見込まれるか。
- ⑥ 事業化・普及の見込み：ナッジ等の行動インサイトを活用した取組が早期に事業化・社会実装され、普及が見込まれるか。ナッジ等の行動インサイトを活用した取組が民間にまたは政策として社会実装されるための出口戦略の検討を行うものであるか。得られる見込みの成果を用いて事業実施体制内のいずれかの主体が施策や事業を展開する出口戦略となっているか。
- ⑦ 経費の妥当性…事業の目標を達成するために十分であるか、また、過剰に計上していないか（妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の3段階）。

(3) 選考結果

選考結果は、申請書に記載された連絡先に、電子メールにて連絡します。

- ※ 採否の理由に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承下さい。
- ※ 採択された事業については、事業者名、事業概要などを公表することがありますので、あらかじめ御了承下さい。

6. 応募方法

(1) 応募先及び問合せ先

環境省大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室

電子メール：promotion@env.go.jp

(2) 応募方法及び留意事項

以下の資料に必要事項を記入の上、全て上記（1）のメールアドレスに送付してください。電子ファイルの拡張子が以下に指定するものに限り受理し、PDF等指定外の拡張子の場合は受け付けませんのでご注意ください。電子ファイルのサイズはいずれも5MB程度までとし、提出は1通のメール当たり合計のファイル容量を6MB程度以下とし

てください（超過する場合は複数のメールに分けてお送りください）。電子メールの件名には「令和3年度意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業」と明記してください。送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認してください。理由の如何によらず、応募書類が提出期限内に現に届かなかった場合は、審査の対象とはしません。

- ・【応募様式】 令和3年度意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業.doc
- ・【概要資料】 令和3年度意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業.ppt
- ・【チェックリスト】 令和3年度意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業.xlsx

- ※ 電子メール以外の方法での応募及び問合せは受け付けませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 提出された応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ※ 環境省地方環境事務所、環境本省へ来訪された場合でも応募書類を受け取りませんので、上記応募先まで電子メールでお送りください。

(3) 受付期間

応募：令和3年2月22日（月）～令和3年3月12日（金）17時必着
問合せ：令和3年2月22日（月）～令和3年3月2日（火）17時必着

7. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が採択者と請負契約する形態となります。契約金額については、事業終了後の一括支払いとなります（前払い、中間払いはありません）。1事業あたり概ね1,500万円から3,300万円程度まで（税込）を予定していますが、具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上、決定します。また、選考委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合があります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 事業対象経費

応募に当たっては、下記の費目に基づいた支出計画を提出して下さい。なお、支援対象となる経費は、事業実施のために直接必要な経費であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、減額の対象となりますので、御留意下さい。

なお、費目については下表のとおり分類して下さい。

費目	内容
人件費	本事業実施のために必要な人件費・謝金に限る。ただし、地方公共団体については、人件費を計上することを認めない。
諸謝金	業務に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等に限る。
旅費	本事業にかかる現地調査や会合、シンポジウム等の開催のために関係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずること。
消耗品費	本事業の実施に直接必要な文献図書、消耗品等の購入に直接要する費用。また、5万円以上の備品購入は対象外であるため、リース・レンタル等にて対応すること。なおリース・レンタル等を行う場合は逆量及び損料に計上すること。
印刷製本費	本事業に直接必要な成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等の印刷、製本に要する費用等。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等。
借料及び損料	本事業に直接必要となる会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使用料等。
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。
雑役務費	当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費。通訳、翻訳等。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のもの。再委託に当たっては事前に環境省の承諾を得る必要がある。
一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用。ただし、地方公共団体については、本経費を計上することを認めない。

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 事業の実施期間中はもとより、終了後であっても、事業の進捗や成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がありますので、御了知下さい。
- ③ 事業の進捗に応じ、環境省が開催する会議体（日本版ナッジ・ユニット連絡会議等）への出席及び報告が求められる場合がありますので、御了知下さい。

- ④ 2 (1) ①の4つの政策課題の選定や実証実験の内容等については、審査委員会から提示される採択のための条件や環境省担当官との協議を踏まえて環境省担当官の指示に従って決定いただきますので、御了知下さい。
- ⑤ 実証実験の結果等の報告に当たっては、得られる結果の数値（量及び割合等）のみならず、本事業の実施を通じて得られるデータ一式のうち環境省の求めるものについて効果の測定や分析等の過程や手法とともに提出し、環境省が効果検証及びその妥当性の確認並びに発表等ができるようにする必要があります。実施体制の内外を問わず、環境省に対し上記データを提供できるよう、あらかじめ承諾を得る等必要な手続きをしてください。
- ⑥ 実施内容・成果の公表・活用・社会実装等（学会発表や論文投稿等を含む）に当たっては、環境省への事前の確認・報告を厳守の上、環境省「意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業」によるものである旨を、広く一般にとってわかりやすい形で必ず明示してください。

(4) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。